

旧ジャニーズ事務所が「SMAP の元メンバーを起用しないようにテレビ局に圧力をかけたことにより、独占禁止法に違反した」旨のマスコミ報道における、誤情報の構造／中国系マネーロンダリングネットワークに対する米国 Financial Crimes Enforcement Network の分析報告書と勧告書について

危機管理ニュースレター

2025 年 9 月 30 日号

執筆者:

木目田 裕

h.kimeda@nishimura.com

桜林 賢

k.sakurabayashi@nishimura.com

澤井 雅登

ma.sawai@nishimura.com

宮本 聡

s.miyamoto@nishimura.com

西田 朝輝

a.nishida@nishimura.com

藤尾 春香

h.fujio@nishimura.com

目次

- I 旧ジャニーズ事務所が「SMAP の元メンバーを起用しないようにテレビ局に圧力をかけたことにより、独占禁止法に違反した」旨のマスコミ報道における、誤情報の構造／木目田 裕
- II 中国系マネーロンダリングネットワークに対する米国 Financial Crimes Enforcement Network の分析報告書と勧告書について／桜林 賢
- III 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて／木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、澤井 雅登、藤尾 春香

- I 旧ジャニーズ事務所が「SMAP の元メンバーを起用しないようにテレビ局に圧力をかけたことにより、独占禁止法に違反した」旨のマスコミ報道における、誤情報の構造
執筆者: 木目田 裕

1. 本稿の概要

世の中の多くの方が、「旧ジャニーズ事務所が『SMAP の元メンバーを起用しないようにテレビ局に圧力をかけたことにより、独占禁止法に違反した(あるいは、その疑いがある)』。そのために、旧ジャニーズ事務所が公正取引委員会(以下「公取」といいます。)から注意をされた」との情報を真実であると信じているのではないかと思います。

しかし、本稿で説明するように、これは不正確な情報であり、こうした誤情報¹が発生した原因は、当時

¹ 「誤情報」(misinformation)は、「偽情報」(disinformation)と区別されており、前者の「誤情報」は故意でないものを意味し、意図的であれば「偽情報」に当たるとされることが一般的かと思われます。この点、本稿では、意図的かどうかを区別せず、偽情報も包含する趣旨で「誤情報」という用語を用いています。なお、鳥海不二夫「偽誤情報とその対策」https://www.jstage.jst.go.jp/article/rrie/4/1/4_1/_pdf/-char/ja 参照。

のマスコミ報道(特に当時の NHK 報道)²に問題があったためであると私は考えています³。

まず、どこが誤情報かという点、2019 年当時、旧ジャニーズ事務所が「テレビ局に圧力をかけた」との嫌疑で公取から調査を受けたことはありましたが、公取の調査の結果では、旧ジャニーズ事務所が「テレビ局に圧力をかけた」という事実は認定されておらず、その疑いが残るともされていません。つまり、公取の調査結果は、そういう圧力をかけたという事実はなく、その疑いもなかった、ということです。そのため、公取も、旧ジャニーズ事務所に独禁法違反やその疑いがあるとは認定していません。ただし、公取は、旧ジャニーズ事務所とテレビ局との相対的な力関係の強弱等を踏まえ、今後、将来において、仮に、例えば旧ジャニーズ事務所がテレビ局に圧力をかけることがあるならば、それは独禁法違反⁴に該当することになるから注意せよ、との注意をしました。この文章の下線部に着目してください。下線部部分が正確な情報です。本稿で後ほど解説しますが、公取は、行政処分や警告をしたわけでもありません。この一言で公取実務を知っている方には誤情報フラグが立つと思います。

しかし、マスコミ報道を原因として、世の中の人々の多くは、旧ジャニーズ事務所が「圧力をかけた事実があった」「独禁法に違反した」(あるいは、その疑いがある)と誤解することになっているように思います⁵。

現代社会において、SNS 等を通じた誤情報の拡散や情報操作が問題とされています。独禁法違反報道のように、公取の調査や注意といった誰も疑おうとしない外形的な事実がある中で、報道機関の密かな表現振りの操作によって、「違法行為やその疑いがあった」との公取の調査結果だったのが、ほとんど誰も気付かないままに、「公取の調査の結果、違法行為の疑いが現にあった」という正反対の内容の誤情報が作出されて伝播することになります。

本稿は、旧ジャニーズ事務所に係る報道を素材として、こうしたマスコミ報道による誤情報の作出・伝播の過程を検討するものです⁶。

2. 独禁法違反報道の誤情報性

(1) はじめに

私は、公取の旧ジャニーズ事務所に対する本調査の件を同事務所から受任していたので、まず、私自身が経験した体験的事実として、上記で述べたように「公取の調査でも、旧ジャニーズ事務所がテレビ局に圧力をかけたとの事実やその疑いは認定されておらず、独禁法違反やその疑いがあったとはされなかったこと、ただ、将来における独禁法違反リスクがあるから注意せよとの注意を受けたこと」が真実であるということがで

² 以下「独禁法違反報道」といいます。

³ 私は、この公取の調査に対する法的対応について、当時、旧ジャニーズ事務所から受任していました。本稿の掲載については、旧ジャニーズ事務所(現 SMILE-UP.)から了解をとっています。言うまでもなく、本稿は私の個人的見解であり、本稿の内容その他については私がすべての責任を負っています。

⁴ 例えば、不正取引(取引妨害など)。

⁵ これは些細な違いではありません。例えば、本稿の読者の方ご自身や勤務先等が、違法行為などしておらず、当局から「今後、注意してくれ」と言われたにとどまり、公表もされなかったのに、報道や SNS 等で「違法行為を行った疑いがある」と喧伝されて、そうした誤った情報が是正されないままネット上でも放置されているという状態を、どのようにお考えになるでしょうか。

⁶ こうしたマスコミ報道による誤情報の構造は、「冤罪(えん罪)」の問題にも密接に関連します。例えば、警察から犯人と疑われて捜査対象になったというだけで、その人を犯人と決めつけるようなマスコミ報道の問題です。本稿の主題から外れるので、詳細を論じるのは他日を期しますが、再審無罪事件などの「冤罪(えん罪)」に関しては、もちろん、第一次的には検察、警察や裁判所の責任ですが、副次的にはマスコミの事件報道における犯人の決めつけや捜査機関から提供される情報への無批判な追従などの影響も関連性があるのではないかと、具体的に検証する必要があると考えています。

きますが、本稿では、この点をひとまず置いて、旧ジャニーズ事務所に関する独禁法違反報道について、公取実務の運用という客観的な論拠に基づいて誤情報性を示すことにします。

(2) 公取実務における行政処分、警告、注意の区別

公取が、独禁法違反の疑いで調査した場合、事件の最終的な処理は、主に行政処分(排除措置命令・課徴金納付命令)、警告、注意⁷の3種類があります。公取は、この3種類を意図的に使い分けています。

具体的には次のとおりです。

公取が企業等を調査して独禁法違反を認定する場合、公取は、排除措置命令や課徴金納付命令といった行政処分を行います⁸。また、独禁法違反事実が疑われるが、認定するまでの証拠が足りない場合等には、公取は、企業等に対して独禁法違反の疑いがある旨等の「警告」を行います。行政処分も警告も、独禁法違反の事実があった場合(いわばクロの場合)や独禁法違反が疑われる場合(いわばグレーの場合)であることから、公取は、事件について行政処分や警告を行ったことをホームページで公表します。調査対象となった企業側の意向にかかわらず、行政処分や警告の場合には、公取は事件を公表します。

他方、公取が調査を行ったが、独禁法違反事実やその疑いを認定できない場合(いわばシロの場合)、公取は調査を打ち切り、事案によって将来の独禁法違反リスクがあると考えられる場合には、将来における独禁法違反の発生を未然防止するために、調査対象となった企業等に対して注意を行うことがあります。この注意は、独禁法違反があった場合(クロ)や独禁法違反が疑われる場合(グレー)ではないことから、原則として公取はホームページで事件を公表しません⁹。

以上で述べた、公取における行政処分・警告や注意に関する使い分けは、独禁法案件や公取実務に関わる弁護士や報道機関などには周知のことであって、常識といっても過言ではありません。

例えば、多田敏明「最近の公正取引委員会のエンフォースメントの検討」公正取引 893 号(2025 年)8 頁以下は、次のように述べています¹⁰。

「警告は…(中略)『違反のおそれがある行為』等に対する法定外処理であるが、このことは『排除措置命令を行うに足る証拠が得られなかった場合』を意味する。」

「注意は、『違反行為の存在を疑うに足る証拠が得られなかった』場合に、違反の未然防止を図る観点から行われるが、口頭によるものが多く、予防のための指導という性格と比例原則との関係から、非公表とするのが一般的であったといえる。」

(3) 本件への当てはめ

旧ジャニーズ事務所の案件は、公取から行政処分や警告を受けたものではなく、注意にとどまっています。そのため、公取も、そのホームページで、旧ジャニーズ事務所に対する注意の件は公表していません

⁷ このほかに、確約手続もあります。

⁸ なお、刑事事件相当の場合、公取は、行政処分だけでなく、検察に刑事告発を行います。本稿では、「行政処分」という用語に刑事告発を含めて用いています。

⁹ 例外的に、注意であっても、「競争政策の観点から公表することが望ましい事案において関係事業者から了解が得られた場合や、違反被疑行為者が公表を望んだ場合に、公表される。その数は、全体の注意件数のなかでは、ごくわずかである」とされています(白石忠志著『独占禁止法』(有斐閣、第4版、2023年)667頁)。

¹⁰ そのほか、例えば、[公取サイト「よくある質問コーナー\(独占禁止法\)」Q30](#)、白石忠志著『独占禁止法』(有斐閣、第4版、2023年)665頁以下も参照。

11. こうした公取の対応から裏付けられるように、当時の公取の調査結果は、旧ジャニーズ事務所がテレビ局に圧力をかけたとの事実やその疑いを認定するものではなく、独禁法違反やその疑いがあったとするものではありませんでした。ただ、テレビ局との力関係の強弱等から、将来の独禁法違反につながるおそれがあるとして旧ジャニーズ事務所に対して注意を行ったにとどまっていました。

先ほどの多田先生の解説に当てはめて説明すれば、次のとおりです。この公取の注意は、旧ジャニーズ事務所がテレビ局に圧力をかけたとの「違反行為の存在を疑うに足る証拠が得られなかった場合」に、「違反の未然防止を図る観点から」行われたものです。それゆえに、公取もこの件を「公表しませんでした」。

なお、以上の点は、後述する、当時の朝日新聞の報道内容や、当時公取委員長だった杉本氏の日経新聞でのインタビューからも裏付けられます¹²。

3. 独禁法違反報道の作出と伝播

(1) 2019年7月17日のNHK報道と民放・新聞の後追い報道

それでは、なぜ、注意に過ぎず、公取が自ら公表もしていないのに、この件が世の中に知られるように至ったのでしょうか。

公取が公表していないにもかかわらず本件が公に認識されることになったのは、2019年7月17日夕方ないし夜のNHKの報道とその後のテレビ・新聞の後追い報道のためです。

以下で述べるとおり、このNHKの報道が不正確・ミスリーディングなものであったため、「旧ジャニーズ事務所が『SMAPの元メンバーを起用しないようにテレビ局に圧力をかけたことにより、独占禁止法に違反した(その疑いがある)』」との誤解が生じることになったと考えられます。

2019年7月17日に、NHKのニュースサイトに活字で掲載された記事は、「“元SMAP3人の出演に圧力”公取委がジャニーズ事務所を注意」という見出しの下、「ジャニーズ事務所が民放テレビ局などに対し、事務所から独立した3人を出演させないよう圧力をかけていた疑いがあることが、関係者への取材で分かりました。」「公正取引委員会は、独占禁止法違反につながるおそれがあるとして、きょうまでにジャニーズ事務所を注意しました。」と報じています¹³。

¹¹ 公取による旧ジャニーズ事務所に対する注意がなされた当時、私は公取のホームページでこの件が公表されていないことを確認しています。本稿執筆時点(2025年9月2日及び同月25日)、公取のホームページのサイト内検索で「ジャニーズ」と入力したところ、やはり、公取における事件の公表資料はヒットしません。なお、「令和元年7月31日付 事務総長定例会見記録」がヒットし、記者からの質問の中に旧ジャニーズ事務所に対する注意の件への言及がありますが、これは、公取による事件の公表ではなく、2019年7月17日にNHKが報道を行った後のことであり、そのために質問をした記者も事件のことを知って定例会見での質問にて言及したものと考えられます。

¹² なお、当時、テレビ局等との力関係等とは別に、旧ジャニーズ事務所側において、将来の独禁法違反につながるおそれのある行為があったわけではないので、私としては、公取が、(テレビ局側に対して、ではなく)旧ジャニーズ事務所に注意を行う必要があったかどうかには議論の余地があると考えております。

¹³ <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20190717/k10011996241000.html>
なお、これは2019年7月17日時点のNHK報道のリンクであり、私の手元の記録に基づきます。本稿執筆時点では、このリンクをクリックしても、問題のNHK記事を開覧することができなくなっています。

下記のWEBアーカイブを見ると、このNHK報道は、2019年7月17日の20時59分に配信ないし掲載されたと思われます。なお、このアーカイブでは、見出しの中に「元SMAP3人の出演に圧力か」と記載され、「か」が付されていますが、中身はやはり「事務所から独立した3人を出演させないよう圧力をかけていた疑いがあることが関係者への取材で分かりました」と不正確・ミスリーディングなものとなっています。

<https://web.archive.org/web/20190717120352/https://www3.nhk.or.jp/news/html/20190717/k10011996241000.html>

見出しの「“元 SMAP3 人の出演に圧力”」を見れば、視聴者・読者は、旧ジャニーズ事務所が圧力をかけた事実があったと誤解すると思います。

また、この NHK の記事の本文中の「ジャニーズ事務所が民放テレビ局などに対し、事務所から独立した 3 人を出演させないよう圧力をかけていた疑いがあることが、関係者への取材で分かりました。」について、「圧力をかけていた疑いがある」との点も不正確でした。この疑いが公取の調査開始や調査中に存在していたという趣旨であれば誤りとまではいえませんが、この疑いが「ある」等と現在形で表現しながら、公取の調査によって、その疑いが解消されたことを報じていない点で、視聴者・読者を誤解させるものでした¹⁴。

前述したように、本件は警告ではありません。独禁法違反に関しては、疑いがある場合になされるのは警告であって、注意ではありません。注意は「違反行為の存在を疑うに足る証拠が得られなかった」場合(前述多田論文参照)、つまり疑いがあるといえない場合になされるものです。

「公正取引委員会は、独占禁止法違反につながるおそれがあるとして…」は、このフレーズだけを切り取ってみるのであれば、完全には間違いとはいえません。しかし、注意は、将来の違反を未然防止するためになされるものであり、あくまで将来の違反のおそれについて注意するものです。しかし、この記載は、「“元 SMAP3 人の出演に圧力”」との見出しや「圧力をかけていた疑いがあることが、関係者への取材で分かりました」との記載と相まって、視聴者・読者は、公取から注意を受けたのだから、旧ジャニーズ事務所は現実に圧力をかけたという独禁法違反行為を行った(あるいは、その疑いがある)と読むことになると思われます。つまり、視聴者・読者をして、「いまいま、この時点で」、旧ジャニーズが独禁法違反のおそれのある行為を「現に行った」(疑いがある)のだ、「だから公取から注意された」のだと誤解させるものであった(誤情報)と思われる。

さらに、NHK は、同じ 2019 年 7 月 17 日付けで「“元 SMAP3 人の出演に圧力” 公取委「注意」の経緯 (記者解説)」と題する解説を掲載し、「今回、公正取引委員会が関係者から事情を聴くなどして調査をしたところ、ジャニーズ事務所が民放テレビ局などに対して、独立した 3 人をテレビ番組などに出演させないよう圧力をかけていた疑いがあることが分かったということなんです。」などを書いて、やはり不正確でミスリーディングな誤情報を反復して発出しています¹⁵。

(2) 後追い報道の内容

民放・新聞の後追い報道も、朝日新聞を除いて、NHK 記事をなぞったような、不正確で視聴者・読者をして誤解させるものになりました¹⁶。

例えば、NHK 報道後である 2019 年 7 月 17 日 21 時 40 分付けの日本経済新聞電子版当時では「ジャニー

¹⁴ これは、景品表示法違反でよく問題になる、強調表示と打消し表示の関係と同じ問題です。商品・サービスの内容や取引条件等を実態よりも著しく優良・有利に表示することは景品表示法違反(優良誤認、有利誤認)とされています。例えば、ダイエット商品について、体験談として「毎日たった 2 錠飲むだけ。忙しくても続けられるから助かります。」の広告宣伝を行い(強調表示)、「※個人の感想です。効果には個人差があります。」や「※食事制限と併用しています」といった注意書き(打消し表示)は表示しないか、表示しても、強調表示から離れた箇所に小さい文字で消費者に気付かれないように表示することで、毎日 2 錠の服用で誰でもダイエット効果を容易に得られるかのように消費者を誤解させる広告宣伝があります。ここでは、独禁法違反の疑いの存在が強調表示に相当し、公取調査ではその疑いが解消されたことが打消し表示に相当し、打消し表示に言及しないことで、独禁法違反の疑いという強調表示の効果がそのまま残り、視聴者・読者を誤解させるもの(誤情報)となっています。

¹⁵ 脚注 13 と同様に、この記事も本稿執筆時点では NHK のサイトでは閲覧できなくなっています。

¹⁶ 2019 年 7 月 17 日当時の NHK のテレビ報道の内容やその後の後追い報道については、2019 年 7 月 19 日 14 時 56 分付け、てれびのスキマ「テレビ各局は「ジャニーズ事務所を公取委が注意」をどう報じたか」を参照。

<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/9e45dd9d2b9b2272a81c1acc4e60b898853aed42>

ズ事務所を注意 元 SMAP メンバーの起用妨害か」との見出しで、「ジャニーズ事務所(東京・港)がテレビ局に対し、同事務所を退所した元 SMAP の 3 人を出演させないよう働きかけた疑いがあるとして、公正取引委員会が同事務所に対し、注意していたことが 17 日、関係者への取材で分かった」と報じられていました。NHK 報道について述べたとおり、「働きかけた疑いがあるとして」は、不正確・ミスリーディングな報道であり、旧ジャニーズが独禁法違反のおそれのある行為を現に行ったのだとの誤解を生む内容でした¹⁷。

NHK 報道や後追い報道等の問題点は、当時の朝日新聞の記事と対比すると、はっきりします。2019 年 7 月 17 日 21 時 43 分付け朝日新聞電子版¹⁸は「ジャニーズに公取委が注意 元 SMAP テレビ出演めぐり」との見出しの下、「アイドルグループ「SMAP」の元メンバーをテレビ番組に出演させないよう圧力をかけた場合は独占禁止法に触れるおそれがあるとして、公正取引委員会が元メンバーが所属していたジャニーズ事務所(東京都)に対して注意していたことがわかった。」「・・・同事務所が圧力をかけているとの情報があり、公取委が聞き取り調査などを実施。その結果、違反行為は認定できなかったという。」と報道しています。朝日新聞は、「圧力をかけた場合は」独占禁止法に触れるおそれがある、「違反行為は認定できなかった」と、NHK や日経新聞等とは異なり、ほぼ正確に報道しています¹⁹。

(3) 最近の報道

最近の報道にも同様の問題があると思います。

例えば、当時の公取委員長であった杉本和行氏は、2024 年 11 月 28 日付け日本経済新聞・夕刊「リーダーは桃太郎であれ 私のリーダー論(上)」と題するインタビュー記事で、「在任中に反響が大きかったのが旧ジャニーズ事務所(東京・港)の問題でした。退所した SMAP 元メンバー 3 人の番組起用を妨げるような働きかけがあった場合、独禁法違反につながる恐れがあるとして、19 年に公取委が同事務所を注意したと報じられました。」と述べています(下線は筆者による)。この下線部分の記載は、上記の朝日新聞の報道と同様に、正確な記載です。

ただ、残念ながら、上記発言の直後の杉本氏の発言が「芸能の世界でも、個人のやる気が起きる環境を阻害すれば、排除は当然です」となっています。この発言自体は、一般論としての発言だったのだと想像しますが、紙面上は、一般論であることが明示されず、旧ジャニーズ事務所についての上記発言の後にそのまま続いて記載された発言のため、これらの発言を併せて読むと、排除措置命令などの行政処分の対象となる独禁

¹⁷ <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO47457310X10C19A7CR8000/>。本文中の記載は、2019 年 7 月 17 日 21 時 40 分付けの日経新聞電子版の報道内容です。なお、本稿執筆時点で、この HP を確認したところ、同日「22 時 57 分更新」として、問題の記載部分が「・・・出演させないよう働きかけた場合、独占禁止法違反につながる恐れがあるとして」に修正されていることを発見しました。2019 年 7 月 17 日及び 18 日当時、私は報道をこまめにチェックしていたはずですが、日経新聞電子版のこうした修正を認識していません。この当時、ほぼ正確に報道していたのは主要なテレビ局・新聞社の中では朝日新聞だけだったというのが私の手元の記録です。ちなみに、2019 年 7 月 18 日付け日経新聞朝刊の紙面(当該記事自体は 12 版と思われます)では、訂正前の 21 時 40 分付けの日本経済新聞電子版と同様に、「・・・元 SMAP の 3 人を出演させないよう働きかけた疑いがあるとして、公正取引委員会が同事務所に対し、注意していた」と記載されています。そうすると、論理的には、同月 17 日 22 時 57 分の更新後の正確な情報について、翌 18 日午前 1 時頃が最終的な締切りのはずの翌 18 日の日経新聞朝刊の紙面では、電子版記事は修正していながら、紙面の記事は修正されず不正確なままで配布された、ということなのか、あるいは、17 日 22 時 57 分という修正日時が事実でなく、少なくとも 18 日の朝刊の印刷・配布以降に修正されたものであって、17 日 22 時 57 分更新という記載はバックデート(日時を遡らせたもの)に過ぎない、ということなのか、そのいずれかではないかと思われることです。

¹⁸ 朝日新聞デジタル版の掲載期間は原則 5 年間分とのことで、この記事の掲載は終了しているようです。

¹⁹ なお、当時、NHK 等の独禁法違反報道の直後に、旧ジャニーズ事務所が公取の注意について正確な内容をプレスリリースしていますが、不正確・ミスリーディングな報道をした報道機関の中で、このプレスリリースを受けて報道内容を是正した報道機関もなかったように思います。なお、この点、日経新聞の電子版のみの訂正については前掲注 17 参照。

法違反が現に行われたかのような言い振りになっています。加えて、当時、公取自身が、「番組起用を妨げるような働きかけがあった」とまでは認定していないことに言及していないため、一般の読者に対して、NHK報道などと同様に、旧ジャニーズ事務所が独禁法違反行為ないしその疑いのある行為を現に行ったとの誤った印象を与えかねないものとなっています。

(4) 独禁法違反報道の発生・伝播の原因

NHK にせよ、NHK と同様の不正確な報道を行った報道機関にせよ、なぜ、このような不正確・ミスリーディングな報道を行ったのでしょうか。

この点、NHK の 2019 年 7 月 17 日付けで「元 SMAP3 人の出演に圧力」 公取委「注意」の経緯（記者解説）²⁰では、後半部分で、芸能人と所属事務所の関係を問題にし、公取の 2018 年 2 月 15 日付け「人材と競争政策に関する検討会 報告書」に言及しています。NHK としては、芸能人と所属事務所との間の公正な取引関係の構築という課題を世論に訴えるために、公取すらも公表していない、旧ジャニーズ事務所に対する注意を、何らかのリーク情報に基づいて報道したのかもしれませんが。

しかし、その場合であっても、リーク元が公取であれば²⁰、前述した日経新聞のインタビュー記事における杉本氏の説明のように、公取は正確に NHK に説明したはずだと思います。現に、朝日新聞は、取材源が公取かどうかは分かりませんが、報道内容としては、当時、正確に報道していました。当時、NHK と朝日新聞との間で取材力や公取実務の理解力にそれほど大きな差異があったとは思われません。そうすると、NHK は、記事のインパクトの観点から、「独禁法違反行為やその疑いがあるとされたわけではないが、今後、仮に圧力をかけたら独禁法違反になる」という、正確だが、分かりにくい内容よりも、「圧力をかけて独禁法違反を行った疑いがある」という、誤情報だが、単純で分かりやすい内容にして報道してしまったのではないかと疑われます。

4. NHK による NG リスト報道との類似性

(1) NG リスト問題の事実関係

こうした NHK の不正確・ミスリーディングな報道は、この公取による注意の件の他、旧ジャニーズ事務所の 2023 年 10 月 2 日の記者会見における、いわゆる NG リスト問題についての NHK 報道でもあったように考えています²¹。

この NG リスト問題の事実関係の概要は、別稿で述べているように次のとおりです。

- ① NG リストは、旧ジャニーズ事務所の指示で作成されたものではなく、記者会見を受託していた危機管理広報業者（その業務委託者を含め、以下単に「ベンダー」ということがある）の担当者が独断で、記者会見開始直前に会場で作成して、司会者やベンダーの業務委託先であったイベント運営会社の担当者等だけに共有したものであった。

²⁰ なお、私自身は、当局による報道機関に対するリークには有用性が認められる場合もあると思っていますが、リーク報道による被害も検討の必要があるので、公取に限りませんが、当局のリークやリーク報道の在り方については、報道機関側も当局側もその正当性や限界について考え方を整理する必要があると思っています（なお、報道機関の取材活動の限界や倫理性について、一例として、外務省機密漏えい事件（最高裁 昭和 53 年 5 月 31 日決定 刑集第 32 巻 3 号 457 頁）参照）。

²¹ 私は、この記者会見での登壇者の一人です。また、NG リスト問題に関する報道等の問題点については、拙稿「NG リスト問題を理由とする記者会見の失敗論について」弊事務所・[本ニューズレター2024年8月28日号](#)、拙稿「NG リスト問題と株主総会」[同2024年8月30日号](#)参照。

- ② ベンダーの担当者としては、NG リストの作成理由について、司会に特定の記者を指名させないという意図ではなく、この日の会見のテーマに関係する質問から先に受け付ける趣旨で作成・共有したものであって、旧ジャニーズ事務所からの指示に反しているという意識がなく、「氏名 NG」(ママ)という文言は安易に本来の意図とは異なって解されてしまう用語を用いたものであると説明している。
- ③ 実際の記者会見においては、録画結果からも明らかなとおり、司会者は、「氏名 NG 記者」とされている記者にも指名して発言させており、「氏名候補記者」及び「氏名 NG 記者」のいずれについても、約 5 割を指名した。不規則発言を伴う質問を含め、「氏名 NG 記者」からの質問数(合計 8 問)及び質疑のために対応した時間(合計 14.5 分)は、「氏名候補記者」とされている記者からの質問数(合計 5 問)及び質疑への対応時間(合計 11.5 分)を上回っていた。また、「氏名 NG 記者」のうち 1 名による質問に関しては、登壇者(旧ジャニーズ事務所社長と私です)の判断で、司会者に対して 2 問目の質問にも回答する旨を告げて、旧ジャニーズ事務所において指名して質問に回答している。

(2) NG リスト問題に関する NHK 報道

要するに、事実関係は、NG リストなど旧ジャニーズ事務所側は作っておらず、その作成に関与もしておらず、まして、いわんや、記者の NG 扱いなどしておらず、記者会見の録画を見ても一目瞭然のとおり、客観的事実として、記者会見の多くの時間を NG とされた記者との質疑に費やしている(登壇者の方でも、NG とされた記者を指名して応答している)、ということです。

NG リスト問題についても最初に報道したのは NHK であり、10 月 2 日(月)の記者会見の 2 日後である 10 月 4 日(水)の午後 7 時の NHK ニュースでした。この放送があった当日の早朝、NHK から質問があり、私も非常に驚いて、問合せをしてきた NHK 記者に対し、問題の NG リストについて「見たこともない。もちろん作ったこともない。これは本物なのか。ねつ造ではないのか。ともあれ事実関係を調べてみる。」旨を回答しました。旧ジャニーズ事務所も私の回答とおおむね同旨の回答を行っていると思います。

しかし、NHK は、その当日午後 7 時頃には、あたかも旧ジャニーズ事務所側が NG リストを作成して、記者会見当日、一部の記者の質問を受け付けないとの「NG 扱い」を現に行ったかのような、視聴者に誤った印象を与える報道を行いました²²。

この NHK の報道は、旧ジャニーズ事務所が否定している中で、旧ジャニーズ事務所自身が NG リストを作成したりその作成に関与した事実があるのかどうか、十分に調べていない上に、NHK に情報を持ち込んだ情報提供者の事実と反する証言を映像で紹介し、上記③の客観的事実(記者会見会場では NG 扱いなど行われていないこと)に言及しないものでした。そのために、旧ジャニーズ事務所が NG リストを作成して、記者会見で実際に一部の記者の NG 扱いをしたかのような誤った印象を与える報道になりました^{23,24}。

この NHK 報道を契機に、主に民放各社による、NHK の誤報を後追いする報道が続き、ワイドショーや SNS 等でも NG 扱いが現にあったとするかのような取り上げ方が続き、NHK 報道の約 1 週間後、2023 年 10 月 10 日付けで、旧ジャニーズ事務所が「[NG リストの外部流出事案に関する事実調査について](#)」を公表して、

²² NHK の性急な報道の背景には、旧ジャニーズ事務所を叩くネタを探している中で、「NG リスト」という持ち込まれた題材が面白かったこと、情報提供者が他社にも同じネタを持ち込んでおり、他社より先に報道したかったこと等があったのではないのでしょうか。

²³ この場合も、先ほど、景品表示法違反との比較で述べたとおり、NG リストに関する氏名不詳者の供述が強調表示であり、他方、実際の会見会場で NG 扱いなどなかったことが打消し表示に相当するところ、この場合の NHK 報道も、景品表示法違反と同様に、強調表示を報道しながら、打消し表示を報道しないことで、視聴者を誤解させる誤情報の発信になっています。

²⁴ 独禁法違反報道にせよ、NG リスト報道にせよ、旧ジャニーズ事務所を非難することを主目的とした報道であること等からすると、NHK 等が情報提供者の誤情報を十分に検証しないまま、それに引きずられて報道した可能性もあると思われます。

NG リスト報道は収束しました。

しかし、NHK にせよ民放各社にせよ(新聞もそうですが)、旧ジャニーズ事務所が NG リスト作成を否定しているという点を報道するにとどまり、当時、テレビ朝日を除いて、上記③の客観的事実(記者会見の多くの時間を NG とされた記者との質疑に費やしており、登壇者の方でも、NG とされた記者を指名して応答していること等)には報道で言及していないことから、NHK や民放各社の報道によって視聴者が抱くことになった誤った印象や認識は十分に是正されていないように思います。むしろ、その後の NHK や民放各社は NG リスト問題や自らの報道内容にはほとんど言及しなくなっていると思います。

5. マスコミ報道によって生み出される誤情報に対する対応

(1) 十分な取材と客観的な報道の必要性

報道機関の責務や社会的影響云々の大前提として、報道機関は、十分に取材して、正確に報道するべきです。

独禁法違反報道については、

- ① 行政処分・警告と注意の区別という、独禁法や公取実務の基本的な事柄の理解が足りず、公取や事件関係者からの取材も不十分だったのではないか、
- ② 記事のインパクトを高めるために、「圧力をかけて独禁法違反を行った疑いがある」という単純で分かりやすい内容にして報道したのではないか、

NG リスト報道については、

- ① 旧ジャニーズ事務所側が否定しており、実際の記者会見では NG 扱いはなかったのに、情報提供内容を時間をかけて十分に検証しないまま報道したのではないか、
- ② 旧ジャニーズ事務所が NG リストを作ったというストーリーに固執して、実際の記者会見で NG 扱いがなかったこと等の客観的事実から目をそらして報道したのではないか

等といった問題があったと、私は考えております。

独禁法違反報道と NG リスト報道について、いずれも、景品表示法違反(優良誤認、有利誤認)における、強調表示と打消し表示の関係と同様の構造であることについて、先ほど脚注で簡潔に説明しました。強調表示に相当する情報を発信しながら、打消し表示に相当する情報に沈黙したり過少な扱いとすることで、情報操作が可能になります。社会的責任のある報道機関が、景品表示法違反と同じ構造の情報を発信することの適否については、きちんとした検証を行う必要があると考えます²⁵。

(2) NHK の信用力と民営化の検討の必要性

NHK の信用力も問題です。社会一般は、NHK の報道内容は正確であり、加えて、公正中立だと信じています。私自身も独禁法違反報道の前まではそう信じており、NG リスト報道の前も、まだ多少は NHK の報道に対する信頼が残っていました。

こうした NHK の信用力があるため、独禁法違反報道にせよ、NG リスト報道にせよ、民放各社や新聞等

²⁵ 冤罪(えん罪)の問題にも共通する面がありますが、報道機関としては、企業不祥事の場合、攻撃対象を設定してそれを叩くことが「正義」であるという意識が働きがちなのかもしれません。しかし、「正義」も事実や証拠(及び適正手続)に基づいて行うことが大前提であり、不都合な情報(打消し表示に相当する情報)を直視しない報道は誤情報を生み出すばかりです。歴史上、「正義」という言葉は、シュメル文明のグデア王の碑文(紀元前 22 世紀頃)が初出で、その後の王たちも法典に正義を掲げたそうですが、「この言葉ぐらい為政者にとって使い勝手のよい言葉はなく…(中略)『正義』をかかげて戦争ははじめられる」(小林登志子『文明の誕生』(中央公論新社、2015 年) iii 頁)とは至言だと思います。

が、たとえ不正確な報道内容や視聴者・読者を誤解させる報道内容であったとしても、NHK の報道に引きずられて報道した面もあったように思います²⁶。また、NHK の信用力があるだけに、誤った報道内容の事後的な是正も特に困難になります。

こうした NHK の報道内容の正確性や公正中立性に対する社会の信用がどこから発生するかと考えれば、もちろん個々の記者による過去の適切な報道実績の積み重ねによるものと思いますが、制度的に見て最大の要因は、NHK の公共性の外観や受信料に支えられた安定的な経営体制にあると思われます。

SNS 等を通じた誤情報の拡散や情報操作だけでなく、価値観が多様になっている現代社会における様々な問題に対処するためにも、公共的な放送機関の一社独占体制よりは、複数の報道機関相互の間で、対等な土俵における対等な競争関係を通じて、報道の質や内容の向上・多様化を図る方が望ましいように思われます。その意味でも、NHK の完全民営化について、そろそろ真剣に考えるべき時期なのではないかと思えます。

(3) 誤報発生の不可避性を踏まえた事後的是正と報道機関の責任感

報道には、正確性だけでなく、タイムリーさ、即時性も必要だと思います。また、取材の限界もあります。そのため、どれほど誠実かつ真摯な報道姿勢であったとしても、ときに、不正確な報道やミスリーディングな報道などといった誤報が生じることは、完全には未然防止できないと思います。

誤報発生を完全に未然防止できないことを前提とすれば、報道機関としては、自らの報道内容を事後的にも検証して、追加的に判明した新事情や従前の報道で見落としていた事情に照らして、従前の報道内容を明確に是正・補正していき、誤情報や誤報状態を解消していくことが必要であり、それこそが報道機関の責任であると思います。

いつの間にか、社会や視聴者・読者が知らないうちに、記事を消したり、修正するといった「ステルス修正」や、誤情報で一方的に叩いていながら、その誤情報を是正もしないで沈黙するといった「叩き逃げ」が、現実の報道機関の行動として見られるようでは、報道機関を信頼できません。

最近、読売新聞が自らの誤報を大きく報じて謝罪した上で、誤報された関係者について、インターネットや SNS 等でデマや誤情報、誹謗中傷の書き込みがないかについて監視を続け、名誉回復に向けた取り組みを進めていく旨を宣明しています。誤報はもちろん許されることではありませんが、こうした読売新聞の事後的姿勢は他の報道機関も見習ってもよいように思います²⁷。

(4) 企業側の危機管理の観点からの対応

企業側の危機管理の観点からの対応としては、迅速な事実調査、適時の充実した内容のプレスリリース、記者会見や記者レク、場合によっては仮処分の申立てや不法行為訴訟の提起といった法的措置等によって、誤情報を伝える報道の未然防止や事後的是正を目指していく、というのが、いわば教科書的・技術的な話になります。

²⁶ NHK の場合には、報道に従事する記者の人数や体制が民放各社や一部の大手新聞社よりも厚くなっていると聞きます。そのために、一般論としては、NHK であれば、信頼性のある取材源から情報を得やすく、裏付け等の検証も適切になされていると思われるがちであることも、NHK 報道への追従が発生し易い理由の一つであると思われます。

²⁷ 私なども、NG リスト報道によって、特定の人物から、ここぞとばかりに事実無根の誹謗中傷を受け、誹謗中傷や誤情報が一部テレビ報道やインターネット記事、SNS 等でも広がりましたが、報道各社は、旧ジャニーズ事務所によるプレスリリース後も、この点につき特段の是正対応をしていません。こうした報道の例としては、例えば、私が記者会見会場で拍手したこと等に関して、会社法や株主総会についての知識の欠如に基づくもの(上記拙稿「[NG リスト問題と株主総会](#)」参照)、危機管理広報と称する業者が、当日の記者会見で私ども登壇者が記者を指名して質問させたことがあるのを見落としていたもの等がありました。

しかし、旧ジャニーズ事務所の独禁法違反報道や NG リスト報道でも現実にそうだったのですが、重大事案の場合など、報道機関がネタとして面白いと思って走り出してしまうと、いくらプレスリリースをしたり、記者に個別に時間をかけて丁寧に説明しても、誤情報をまき散らすような報道を未然防止することは困難です。この点は、私の検事や弁護士としての経験上も、旧ジャニーズ事務所の案件に限ったことではありません。

こうした報道機関ないし報道の特性を踏まえれば、企業側としては、事案の内容によっては、バッシング報道や批判・非難を避けることができず、むしろ「いったんは叩かれておかないと先に進めない」というケースもあると腹決めして、報道というもののリアリティを見据えながら、「正しいことをする」というのが最も大事だと思います^{28,29}。

【本文中に記載した文献のほか、本稿に直接関係するものではありませんが、以下の文献が特に勉強になりました。発行年順に掲記しています。】

- ・ 川上和久『情報操作のトリック その歴史と方法』（講談社、1994 年）
- ・ 井上安正『検証！ 事件報道』（宝島社、2000 年）
- ・ 西成活裕『誤解学』（新潮社、2014 年）
- ・ 高田博行『ヒトラー演説』（中央公論新社、2014 年）
- ・ 藤原明『日本の偽書』（河出書房新社、2019 年）
- ・ 真山仁『“正しい”を疑え！』（岩波書店、2022 年）
- ・ 秦正樹『陰謀論』（中央公論新社、2022 年）

以 上

Ⅱ 中国系マネーロンダリングネットワークに対する米国 Financial Crimes Enforcement Network の分析報告書と勧告書について

執筆者：桜林 賢

1. はじめに

米国政府は 2024 年 10 月、銀行秘密法(Bank Secrecy Act, 以下「BSA」といいます。)に規定されるコンプライアンスプログラムを十分に維持できなかったなどとして、カナダの大手金融機関に対し巨額の罰金を科すことを発表し³⁰、世界中の金融機関に対してマネーロンダリング対策の徹底を怠らないよう、強く促しました。金融機関にマネーロンダリング対策の徹底を求めるという米国政府の方針は現在も継続されており、最近では特に中国系マネーロンダリングネットワーク(Chinese Money Laundering Networks、以下「CMLN」といいます。)に対し、積極的に法執行している様子が見えます。

²⁸ 拙稿「危機管理及びコンプライアンスにおける本質は『正しいことをしよう』にあり」弊事務所・[本ニュースレター2024 年 4 月 30 日号](#)における、「4. 記者会見における『正しいことをしよう』」参照。

²⁹ 記者会見における「失言」報道が報道機関の創作による面があること等について、拙稿「企業不祥事の記者会見等における危機管理」NBL1280 号 52 頁(2024 年)参照。

³⁰ [Office of Public Affairs | TD Bank Pleads Guilty to Bank Secrecy Act and Money Laundering Conspiracy Violations in \\$1.8B Resolution | United States Department of Justice](#)

近時の米国政府による CMLN に関する主な発表は以下の通りです。

- **2024 年 6 月 18 日：** 米国司法省は、「Operation Fortune Runner」と称して数年にわたる捜査を行った結果、ロサンゼルス地区の大陪審が中国の地下銀行システムに関与した複数の中国国籍者を起訴したことを発表しました。³¹
- **2025 年 5 月 1 日および同年 7 月 7 日：** 米国司法省は、複数の中国国籍者がノースカロライナ州においてマネーロンダリング罪を認めたことを発表しました。³²
- **2025 年 8 月 28 日：** 米国財務省金融犯罪取締ネットワーク(Financial Crimes Enforcement Network、以下、「FinCEN」といいます。)は、金融動向分析報告書(Financial Trends Analysis)及び勧告書 FIN-2025-A003 を公表しました。同分析報告書は、2020 年 1 月から 2024 年 12 月までの期間において BSA に基づいて提出された約 3,120 億米ドル相当の 137,153 件の報告書を精査し、CMLN に関連する疑わしい取引の動向をまとめたものです。勧告書では、金融機関が CMLN に関連する疑わしい活動を特定するための複数の Red Flags (不正の兆候を示す事象)が示されています。

このように、米国政府は明らかに CMLN に対する摘発に注力するとともに、金融機関に対しては、CMLN の活動を検知・防止するためのコンプライアンスプログラムの見直しと強化を求めています。

本稿では、こうした米国政府の CMLN に対する積極的な法執行状況が日本の金融機関のアンチマネーロンダリングのコンプライアンスプログラムに与える影響について解説します。

2. CMLN の仕組み

CMLN は、事実上の地下銀行として機能しているとされています。中国の外貨規制により中国国民が人民元(RMB)を他通貨に換金できる上限額は年間 5 万米ドルに制限されており、また、中国国家外貨管理局の事前承認なしに RMB を直接海外送金することが禁止されているため、FinCEN の報告書によると、多数の中国国民が CMLN を通じて RMB を米ドルに替える必要に迫られている状況にあるとされています。³³CMLN はこのような外貨規制に対する抜け道として機能しています。具体的には、CMLN は非合法的な組織から米ドルを調達し、当局の検知を回避しながら金融機関の口座に不正収益を預け入れています。CMLN の利用者は、中国国内で RMB を CMLN に支払い、その後 CMLN が管理する銀行口座から米ドルの送金を受けます。その際、CMLN は利用者に手数料を請求します。

また、FinCEN の報告書によれば、CMLN は米国の大学に留学中の中国人学生を勧誘し、CMLN に代わっ

³¹ [Office of Public Affairs | Federal Indictment Alleges Alliance Between Sinaloa Cartel and Money Launderers Linked to Chinese Underground Banking | United States Department of Justice](#)

³² [Office of Public Affairs | Three Members of a Prolific Chinese Money Laundering Organization Plead Guilty to Laundering Tens of Millions of Dollars in Drug Proceeds | United States Department of Justice](#); [Office of Public Affairs | Final Three Members Charged in Prolific Chinese Money Laundering Scheme Plead Guilty to Laundering Tens of Millions in Drug Proceeds | United States Department of Justice](#)

³³ [China - United States Department of State](#)

て銀行口座を開設させる事例が多いとされています。このような留学生は、自らの行為がマネーロンダリング行為の一環であることを理解していないケースも存在するようです。さらに、FinCENによると、CMLNが金融機関の従業員と共謀し、あるいは、金融機関内に CMLN のメンバーを送り込むなどして、CMLN の運営を支援させたりしていることも報告されています。

3. 日本の金融機関が関心を持つべき理由

BSA は、米国で事業を行う金融機関に対して、マネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策のプログラムを構築・運用する義務を課すとともに、法令違反の疑いがある取引について疑わしい取引の報告 (Suspicious Activity Report, SARS)を行うことを求めています。³⁴米国内で個人向け銀行サービスを提供する日本の金融機関も、FinCEN による Red Flag を真摯に受け止める必要があります。これらのサービスは明確に BSA の適用範囲内にあります。

また、中国の外貨規制は米ドルと同様に日本円(JPY)にも適用されるものであるため、中国国民の日本円に対する需要が高まっていることにも留意が必要です。米国政府が指摘しているように、CMLN はグローバルに活動しているようです。日本は地理的に中国に近く、かつ日本円は米ドル同様、世界の主要通貨の一つであることも踏まえますと、CMLN が日本国内でも活動している具体的なリスクが高まっていると考えるのが自然です。したがって、日本の金融機関も、金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」³⁵などに照らし、CMLN の活動を具体的に想定の上、日本国内の銀行口座への不正な入金を検知するためのコンプライアンスプログラムを整備・強化すべきと考えられます。³⁶

また、上記の FinCEN の勧告書は、日本におけるマネーロンダリング対策プログラムの策定にあたり有用な指針を提供しますが、CMLN やその利用者が日本の口座に預けた資金を用いてさらなる別の取引を行うことで、米国の他の金融機関において BSA に基づく報告義務が発生する可能性もあります。FinCEN は、この種の口座が他のマネーロンダリング手法を促進する温床となっていると認識しているようです。具体例としては、電信送金や ACH(自動決済機構)、P2P(個人間送金)による資金移動、不動産や高級品の購入といった貿易を介したマネーロンダリング行為(Trade-Based Money Laundering (TBML))が挙げられています。これらの取引は二者間で行われることもあり、そのうち一方が米国の金融機関であれば、当該金融機関は FinCEN へ報告を行い、米国司法省による捜査の契機となる場合があります。その結果、日本の金融機関が意図せず国際的なマネーロンダリングスキームの一端を担っているとみなされるリスクが存在します。

4. コンプライアンスプログラムにおける Red Flags の概要

金融活動作業部会(FATF)による第 4 回相互評価報告書³⁷において、FATF は日本のコンプライアンスプログラムについて、リスクの把握に関して一定の理解が示されていると評価する一方で、依然として改善の余

³⁴ 31 U.S.C. § 5318 (2025).

³⁵ https://www.fsa.go.jp/common/law/amlcft/211122_amlcft_guidelines.pdf

³⁶ 日本における実務などにつき、当事務所の沼田知之弁護士及び八木浩史弁護士と協議しました。

³⁷ [Japan's measures to combat money laundering and terrorist financing](#)

地があると指摘しています。こうした背景を踏まえ、FinCEN の勧告書は、日本の金融機関が CMLN の不正行為に対応するため、自社のコンプライアンス体制を見直す際の有効な出発点となり得ます。

FinCEN の勧告書には、CMLN の典型的な手口を示す 18 個の Red Flag が記載されています。そのうち 13 個の項目で中国国籍者の活動に関する具体的な言及がなされており、FinCEN が金融機関に対し、中国国籍の顧客に対する一層の精査を求めていることは明らかです。

もっとも、対象が中国国籍者に限定されている点を除けば、これらの Red Flag は一般的なマネーロンダリングの兆候として、以下の 3 つのカテゴリーに整理することができます。

- **虚偽の身分証明**

たとえば、顧客が提示したパスポートとビザの写真が同一であるにもかかわらず、発行時期が数年も異なっている場合が挙げられています。

- **説明のつかない高額資産**

顧客の申告する職業、収入、または事業規模と比して明らかに不相当な資金が定期的に入金されている場合が挙げられています。職業の具体例としては、学生、退職者、専業主婦、その他低所得職業が挙げられています。事業者の場合、商品の購入費や在庫管理費などの支出が極端に少ないことも、これに該当します。

- **高リスクの取引**

マネーロンダリングの手口として典型的な取引類型です。特に注目すべきものとして、以下のようなケースが挙げられています。

- 香港、中国本土、メキシコ、アラブ首長国連邦(UAE)といった高リスク地域が関与している取引
- 不動産購入、銀行小切手(Cashier's Check)の購入や取引、クレジットカードの利用を目的とする資金移動
- 取引の目的や資金の出所に関する質問に対して、顧客があいまいまたは回避的な態度をとる場合
- 顧客の日常的な収支と関連性のない高額な入金や送金が頻回に行われている場合

5. 最後に

最近の米国政府による CMLN への積極的な法執行は、違法な金融活動が日々進化し、より複雑化している現実を改めて浮き彫りにしています。米国政府は、金融機関に対して高度な警戒と継続的な管理を伴うコンプライアンスプログラムの構築と維持を求めており、それを著しく怠った場合には厳しい制裁を科す姿勢を明確にしています。米国法の適用範囲の広さを踏まえると、日本の金融機関にも、米国の古い格言「An ounce of prevention is better than a pound of cure(予防は治療に勝る)」がそのまま当てはまるかもしれません。頑強で実効性のあるコンプライアンス体制を整備しておくことは、将来的に日本の金融機関が米国当局による大規模な調査の対象となるリスクを回避する上で、有効な手段となり得ると考えられます。

以 上

Ⅲ 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、澤井 雅登、藤尾 春香

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。

なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただきます。

【2025 年 8 月 29 日】

金融庁、「2025 事務年度金融行政方針」を公表

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/20250829/20250829.html>

金融庁は、2025 年 8 月 29 日、2025 事務年度(2025 年 7 月～2026 年 6 月)の金融行政方針を公表しました。

本方針は、金融システムの安定の確保やリスクへの対応を実現するための施策として、例えば、以下の事項を掲げています。

- ・ 金融機関毎のリスクプロファイルに基づく課題の優先順位付け及び監督・検査の計画的実施。
- ・ 各金融機関に共通するリスク等に関する新たな動向を注視した上での、金融システム全体の脆弱性への対応。
- ・ マネロンやサイバーリスク等の新たなリスクや課題について、業態横断的な注意喚起の発信等の必要な施策の実施。
- ・ 大手金融グループに対するグループ全体を俯瞰した監督・検査の実施等。銀行監督及び証券監督の更なる高度化を図るため、「銀行・証券監督局」の設置を目指す。
- ・ 協同組織金融機関³⁸に対する実効性の高い検査等のモニタリングの実施。
- ・ 各国との緊密な情報交換を経て、国際的な規制の実効性・整合性を確保し、グローバルな金融システムの安定に貢献。

また、本方針は、金融機関や金融市場の公正性・安全性に対する信頼の確保を実現するための施策として、以下の事項を掲げています。

- ・ 特殊詐欺や投資・ロマンス詐欺、不正アクセス等の金融サービスを不正に利用した金融犯罪について、インターネットバンキングに係る対策強化、預貯金口座の不正利用に係る検知能力の強化、預金取扱金融機関間における不正利用口座に係る情報共有に向けた枠組みの構築等の、金融犯罪の被害防止に向けた取組の推進。
- ・ 証券取引等監視委員会において、的確・適切な市場監視を実施することで、不公正取引規制を強化。
- ・ 保険会社に対する監督・検査の実施や、過去の不正事案の再発防止を図ることで、保険業界の信頼の回復と健全な発展に向けた対応を実施。

³⁸ 信用金庫や信用組合、労働金庫等の非営利の金融機関を指します。

【2025 年 8 月 29 日】

総務省、「消費者保護ルール」の在り方に関する検討会報告書 2025」を公表

https://www.soumu.go.jp/main_content/001027039.pdf

総務省は、2025 年 8 月 29 日、「消費者保護ルール」の在り方に関する検討会報告書 2025」(以下「本報告書」といいます。)を公表しました。

本報告書では、電気通信事業における消費者保護ルールに関し、以下(1)～(4)のトピックに基づき、現状や課題、今後の対応等が取りまとめられています。例えば、電気通信事業者に求められる今後の対応について、下記の内容が記載されています。

(1) 提供条件説明に関する利用者理解の向上

- ・ 利用用途を踏まえた対応の向上に関する宣言を着実に実施するとともに、契約書面を再提示しての再説明等にも早急に取り組むことが求められる。
- ・ 上記運用開始後の状況については、苦情件数の推移や苦情内容の傾向を注視しつつ、これらの取組の効果の検証を引き続き行うことが求められる。
- ・ 必要に応じて取組の改善措置(サマリーペーパーの作成等)を検討するなど、利用者理解の向上に資するような取組・工夫を継続的に実施していくことが期待される。

(2) 「頭金」の状況

- ・ 利用者が端末を購入する際に、その端末販売価格や実質支払額を認識した上で購入の判断ができるよう、以下の事項に取り組むことが求められる。
 - ① 端末販売価格に関する表示について
 - (i) 携帯電話事業者における店頭価格表示の明確化
 - (ii) 事業者横断での取り決めの検討³⁹
 - ② MNO⁴⁰各社のウェブページにおける端末販売価格の周知・啓発の強化

(3) 据置型 Wi-Fi サービスの状況

- ・ 店頭での表示を適切に行うとともに、契約解除の条件を含む基本事項の説明を利用者のニーズ等を踏まえて適切に実施するよう、販売代理店への指導を徹底する必要がある。その際、基本事項の説明の際の工夫等、必要な措置を講じていくことが望ましい。

(4) 「消費者保護ルール」の在り方に関する検討会報告書 2024」のフォローアップ

- ① 電話勧誘に関する適正性確保の在り方
 - ・ 各社取組を実施しているにもかかわらず苦情件数が減少しない現状に鑑み、引き続き、電気通信事業者による適正性確保の取組が求められる。
- ② オンライン契約における消費者保護の在り方
 - (i) オンライン契約における利用者の適切な理解を促進する方策
特定の苦情が多く発生する際等は、再度表示する項目を見直す等の取組を行うことが望ましい。

³⁹ 電気通信サービス向上推進協議会において、上記(i)及び(ii)の事項も含め、頭金表示の明確化・適正化のため、「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」(https://www.tspsc.jp/vc-files/tspsc/pdf/Criteria_for_advertise_ver13f2.pdf)に頭金表示に関する内容を新たに規定することを検討することが求められるとされています。

⁴⁰ MNO とは、移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者を指します。

- (ii) ダークパターンへの対応
社内でのチェック体制の構築や第三者を交えた確認等の取組について、引き続き各電気通信事業者等において対応を継続することが望まれる。
- (iii) 契約手続の DX
契約手続、解約手続を含む手続全体の DX の推進に向けた方策を総務省とともに検討していくことが求められる。また、一部の電気通信事業者では、販売代理店への指導等において留意点を示すなど利用者トラブル防止のための取組を追加的に実施している例が見られたところ、こうした取組についても電気通信事業者において横展開されていくことが望ましい。
- (iv) ナッジを活用した適切なプラン選択の推進
引き続き利用実績を通知するサービスを提供するとともに、利用者にとって効果的な通知が行われるよう取り組むことが望ましい。

【2025 年 9 月 12 日】

法務省、侮辱罪の施行状況に関する刑事検討会の第 1 回会議を実施

https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00215.html

法務省は、2025 年 9 月 12 日、侮辱罪の施行状況に関する刑事検討会の第 1 回会議を実施しました。本検討会の検討事項(案)は以下のとおりであり、今後、第 1 回会議の議事録が公表される予定です。また、本会議の配布資料において、「侮辱罪の事例集」が紹介されており、参考になります。

- ① 「侮辱罪の規定がインターネット上の誹謗中傷に適切に対処することができているか」について
- ② 「表現の自由その他の自由に対する不当な制約となっていないかどうか」(「侮辱罪に係る公共の利害に関する場合の特例の創設」を含む。)について
- ③ 「インターネット上の匿名での誹謗中傷による侮辱罪に関し、被疑者の特定に係る被害者の負担を軽減すること」について
- ④ 「損害賠償命令制度の対象事件を拡大すること」について
- ⑤ その他

【2025 年 9 月 17 日】

総務省、「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会 中間取りまとめ」を公表

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_02000451.html

総務省内に設置された、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会は、2025 年 9 月 17 日、「中間取りまとめ」を公表しました。本中間取りまとめは、デジタル広告ワーキンググループの中間取りまとめと、デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループの中間取りまとめから構成されており、以下の指摘がされております。

・デジタル広告ワーキンググループの中間取りまとめ

- ✓ 今後、総務省において、「デジタル広告の流通を巡る諸課題への対応に関するモニタリング指針」⁴¹

⁴¹ なりすまし型偽広告や商標権等を侵害する広告など、他人の権利等を侵害する広告に対する広告出稿時の事前審査及び事後的な削除について、SNS 等を提供する大規模なプラットフォーム事業者の対応状況をモニタリングする上での方向性や着眼点を示しています。

に基づくプラットフォーム事業者のモニタリングを実施することにより、事業者によるデジタル広告を巡る諸課題についての取組状況の改善を図るとともに、本指針を更新することを含めデジタル広告の事前審査及び事後的な削除等について検討することが適当である。

- ✓ 今後、総務省において、「デジタル広告の適正かつ効果的な配信に向けた広告主等向けガイダンス」⁴²の普及・啓発活動を実施するとともに、本ガイダンスの認知・普及状況の実態を把握し、必要に応じて本ガイダンスの見直しが行われることが適当である。

・デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループの中間取りまとめ

① 違法情報(権利侵害情報⁴³、法令違反情報⁴⁴)及び有害情報⁴⁵への対応

- ✓ 権利侵害情報について、情報流通プラットフォーム対処法の適切な運用を行う。
- ✓ 法令違反情報について、表現の自由にも配慮しつつ、ニーズを把握した上で、実態を把握・分析し、対応を検討すること、特に優先的に対応すべき法令違反情報の絞り込みを行った上で、通報を行う行政機関の透明性の確保の在り方と併せて、対応を検討すること、異議申立手続を追加的に整備するなど、発信者への手続保障のための対応を検討する。
- ✓ 法益侵害を発生させ、または惹起が確実な情報としての社会的コンセンサスが得られるような一部の有害情報については、個別法において違法であることを明確化したり、新たに違法化されることで、事業者による削除等の適切な対応が図られるようにする。

② SNS等のサービス設計(サービスの構造そのもの)の在り方について

- ✓ 違法・有害情報の流通・拡散の課題のうち、レコメンダ(推奨)機能の透明化等について、制度的対応を中心に検討を深めていくことが適当である。また、収益化停止措置については、まずは事業者自らが取組を約束することで対応することが望ましいものの、災害時など速やかな対応が求められる状況では、制度的対応を行うこともあり得る。
- ✓ 違法・有害情報の流通・拡散に関するリスク評価・軽減措置、適切な情報表示(信頼できる情報の優先表示、AI生成物へのラベル付与)については、まずは事業者自らが取組を約束することで対応することが望ましいものの、事業者の取組が不十分な場合、速やかに制度的対応を検討することが適当である。
- ✓ アカウント開設時の本人確認については、匿名表現の自由の保障の観点から、合憲性の評価の際には慎重な比較衡量を行うことが必要である。

以 上

⁴² 広告主等が実施することが望ましい、デジタル広告の配信等における体制構築や具体的取組、配信状況の確認について取りまとめたものです(本ガイダンスについては、下記 URL をご参照ください(https://www.soumu.go.jp/main_content/001013697.pdf))。

⁴³ 名誉権、著作権等の他人の権利を侵害する情報を指すとされています。

⁴⁴ 権利侵害情報には該当しないものの刑法等の法令でその情報を流通させることが違法とされている情報を指すとされています。

⁴⁵ 違法情報ではない情報のうち、例えば、青少年有害情報(青少年の健全な成長を著しく阻害する情報(暴力、アダルト等))のほか、感染症流行時に健康被害を生じさせ得る医学的に誤った治療法を推奨する情報、存在しない災害・事故・事件が存在するかのように見せかけた偽画像・偽動画、災害発生時に外国人が犯罪行為を行っているとする偽・誤情報などが含まれるとされています。



当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com